

(趣旨)

第1条 この告示は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の適切な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、使用する用語の意義は、法、特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（以下「ガイドライン」という。）及び行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。）に使用する用語の例による。

(適用範囲等)

第3条 この告示は、本市全域の空家等に適用し、当該空家等により生じる次条以降の手続は、関係する各所管において行うものとする。

(相談又は通報等)

第4条 市長は、市内に居住する者、本市の区域内に滞在する者（通勤、通学等をする者を含む。）及び区域内を通過する者（以下「市民等」という。）からの適切な管理が行われていない空家等に係る相談又は通報等を受けた場合は、市民等から桑名市空家等相談依頼書（様式第1号）の提出を求めるものとする。

(行政関与の要否の判断)

第5条 市長は、前条の規定により、適切な管理が行われていない空家等に係る具体の事案を把握した場合は、当該空家等の状態及びその周辺の生活環境への悪影響の程度を外観目視調査票（様式第2号）により調査し、行政関与の要否を判断するものとする。

(立入調査に係る所有者等に対する事前の通知)

第6条 市長は、前条の規定により、行政の関与が必要であると判断した場合は、法第9条第2項の規定に基づく立入調査を行うものとする。ただし、当該空家等の敷地内に立ち入らずとも目的を達成し得る場合は、この限りでない。

2 前項の立入調査を行う場合は、その5日前までに当該空家等の所有者等に対して、桑名市空家等立入調査実施通知書（様式第3号）により通知するものとする。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難な場合は、この限りでない。

(立入調査に係る身分を示す立入調査員証の携帯と提示)

第7条 市長は、前条の規定により立ち入ろうとする者に対してあらかじめ、その身分を示す証明書を交付し、携帯させ、当該空家等の所有者等及びその関係者から請求があった場合は、これを提示するものとする。

2 前項の身分を示す証明書の交付に係る申請は、桑名市立入調査員証申請書（様式第4号）により行い、桑名市立入調査員証（様式第5号）により交付するものとする。

3 前項による立入調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならないものとする。

4 第2項による立入調査員証を紛失したときは、直ちに桑名市立入調査員証紛失届（様式第6号）を市長へ提出するものとする。

5 第2項による立入調査員証の再交付を受けようとする場合は、桑名市立入調査員証再交付申請書（様式第7号）を市長へ提出するものとする。なお、前項による場合を除き従前の立入調査員証は、当該申請書に添えて市長に返還するものとする。

6 第2項による立入調査員証の有効期限又は職務外となった場合は、桑名市立入調査員証返還届（様式第8号）に当該立入調査員証を添えて市長に返還するものとする。

(特定空家等に該当するか否かを判定する基準)

第8条 市長は、立入調査を行った場合は、特定空家等判定評価票（様式第9号）に基づき特定空家等に該当するか否かを判定するものとする。

2 前項の規定により、特定空家等に該当した場合は、特定空家等の所有者等に対し、特定空家等該当通知書（様式第10号）を送付するものとする。ただし、過失がなく、当該所有者等を確認することができないときは、この限りでない。

(助言又は指導)

第9条 市長は、前条の規定により通知を行った場合は、ガイドラインに基づき措置が必要であるか否かを判断し、特定空家等の所有者等に対し、指導書（様式第11号）により措置をとるよう助言又は指導を行うものとする。

（関係各所管への情報提供）

第10条 市長は、第8条第2項の規定により通知を行った場合は、必要に応じて特定空家等に関する情報を関係各所管に提供し迅速な対応に努めるものとする。

（勧告）

第11条 市長は、第9条の規定による助言又は指導を行った場合で、特に必要があると認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、法第22条第2項に基づき勧告書（様式第12号）により措置をとるよう勧告を行うものとする。

2 前項による勧告の送達方法は、慎重を期す観点から配達証明郵便又は配達かつ内容証明の郵便を原則とするものとする。

（命令に係る事前の通知）

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がないにも関わらず、その勧告に係る措置をとらなかった場合で、特に必要があると認めるときは、法第22条第3項に規定する命令をする前に、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、法同条第4項に基づき命令に係る事前の通知書（様式第13号）により通知を行うものとする。なお、従前の命令の内容を変更しようとする場合も同様とする。

（公開による意見聴取の請求）

第13条 前条の規定による通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、法第22条第5項に基づき意見の聴取請求書（様式第14号）を提出することにより、公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。

（公開による意見の聴取実施の通知）

第14条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、意見聴取の期日の3日前までに、当該勧告を受けた者又はその代理人に、公開による意見の聴取実施通知書（様式第15号）により通知を行うとともに、これを公告するものとする。

2 前2条の規定に定めのない事項については、桑名市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成16年桑名市規則第21号）の規定を準用する。

（命令）

第15条 市長は、第13条の規定による請求がなかった場合（意見聴取の請求があった場合において請求した者が出頭しなかった場合を含む。）又は意見聴取を経てもなお、当該命令措置が不当でないとして認められた場合で、特に必要があると認めるときは、当該特定空家等の所有者等に対し、法第22条第3項に基づき命令書（様式第16号）により相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることの命令を行うものとする。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による命令をする場合に準用する。

（標識の設置）

第16条 市長は、前条の規定に基づき命令を行った場合は、法第22条第13項に基づき標識（様式第17号）の設置をするとともに、当該命令が出ている旨を公示するものとする。

（戒告）

第17条 市長は、第15条の規定による命令を行った場合で、当該命令の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又は履行しても期限までに完了する見込みがないときで、特に必要があると認めるときは、あらかじめ当該命令を受けた者に対し、代執行法第3条第1項に基づき戒告書（様式第18号）により戒告を行うものとする。

2 第11条第2項の規定は、前項の規定による戒告をする場合に準用する。

（再戒告）

第18条 市長は、前条の戒告に定められた措置命令の履行期限までに履行がなされないときは、直ちに代執行令書による通知の手續に移らず、当該戒告を受けた者に対し、再戒告書（様式第19号）により再度戒告を行うものとする。ただし、措置命令の履行期限を更に延長することが困難な状況にある場合はこの限りでない。

（代執行令書の通知）

第19条 市長は、戒告又は再戒告の履行期限までに履行なされないときは、戒告又は再戒告を受けた者に対し、代執行法第2条に基づき代執行令書（様式第20号）により通知し、代執行を行うものとする。

（執行責任者の証票の携帯及び提示）

第20条 市長は、執行責任者に対し、執行責任者証（様式第21号）を交付し、執行責任者は、代執行法第4条に基づき当該執行責任者証を携帯し、当該空家等の所有者等及びその関係者から請求があった場合は、これを提示するものとする。

（略式代執行）

第21条 市長は、法第22条第10項に基づき、自ら義務者のなすべき措置を行い、又は第三者をしてこれをさせる場合、あらかじめ公告の手続を経た上で代執行法の定めるところに従い行うものとする。

（非常の場合又は危険切迫の場合）

第22条 市長は、特定空家等の建築部材若しくは附属する工作物の脱落、飛散、崩壊等又は立木竹の倒伏により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼしている事態などの非常の場合又は危険切迫の場合において、第11条第1項の規定による勧告の内容の実施について緊急の必要があると判断した場合は、法第22条第11項の規定に基づき、自ら義務者のなすべき措置を行い、又は第三者をしてこれをさせることができる。

2 市長は前項の措置を講じた場合は、当該特定空家等の所在地及び当該措置の内容を当該特定空家等の所有者等に空家等措置完了通知書（様式第22号）により送付するものとする。ただし、所有者等又はその連絡先を確認することができない場合は公告するものとする。

（代執行費用納付命令書）

第23条 市長は、第19条の規定による代執行又は第21条若しくは前条第1項の規定に基づき措置を行った場合（第三者にさせた場合を含む。）は、義務者に対し、代執行法第5条に基づき代執行費用納付命令書（様式第23号）により代執行又は措置に要した費用の納付を命ずるものとする。

（必要な措置が講じられた場合の対応）

第24条 第8条第2項により通知を受けた者が必要な措置を講じた場合は、特定空家等措置完了届出書（様式第24号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の届出書の提出を受理した場合は、その写しを当該空家等の所有者等に返却し、特定空家等でなくなったことを示すものとする。

（その他）

第25条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第2号（第5条関係）

外観目視調査票

調査場所		地区	自治会No	空家No	自治会名	
		桑名市				
現地確認	調査日	年 月 日				
	現地確認者	所属		氏名		
		所属		氏名		
所属			氏名			
建築物の概要	用途	1. 専用住宅 2. 長屋住宅 3. 共同住宅 4. 併用住宅 5. 店舗 6. 事務所 7. 倉庫・車庫 8. その他				
	構造	1. 木造 2. 鉄骨造 3. 鉄筋コンクリート造 4. その他				
	階数	地上 階 / 地下 階				
	利用状況	1. 居住中 2. 空家 3. 解体済 4. その他				
	エネルギーの使用状況	1. 開栓 2. メーターが動いていない 3. 不明 4. 設備機具なし 5. その他				
		電気		備考		
		ガス		備考		
	水道		備考			
危険な状況	建物	建物の破損等				
		屋根材・外壁の破損等				
		窓等の破損				
	附属	看板・門・塀の破損				
		擁壁の破損				
	衛生	石綿等の飛散				
		浄化槽の放置				
		臭気の発生				
	環境	立木の老朽・飛散				
住みついた動物						
ゴミなどの散乱						
備考			A 適正に管理されていると思われる	B 適正に管理されていないと思われる		
			C このまま放っておくと危険と思われる	判定		
空家等外観写真						
撮影日	年 月 日		撮影日	年 月 日		

様式第3号（第6条関係）

桑名市空家等立入調査実施通知書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

貴殿が所有する又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要なため、下記のとおり法第9条第2項の規定により立ち入って調査を行いますので、その旨を同条第3項の規定により通知します。

については、所有者等の立会いが可能な場合は、本通知が到達した日の翌日から起算して5日以内に下記まで連絡してください。

なお、空家等の所有等について下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置を講じている場合は、下記まで連絡してください。

記

- 1 立入調査の対象となる空家等の所在地
- 2 立入調査の日時 年 月 日（ ） 午前・午後 時～
- 3 立入調査の趣旨及び内容
- 4 立入職員の所属及び連絡先

備考

- 1 この通知による法第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されます。

様式第4号（第7条関係）

桑名市立入調査員証申請書

第 号

年 月 日

（宛先）

桑名市長

所属

職名

氏名

（職員番号

）

印

桑名市空家等指導要綱第7条の規定に基づく桑名市立入調査員証について、次のとおり申請します。

申請日	年 月 日
理由等	

様式第5号（第7条関係）

（表面）

桑名市立入調査員証		第 号
所属：		<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">顔写真</div>
職名：		
氏名：		
生年月日：	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査する者である権限を有することを証明する。		
年 月 日発行（ 年 月 日まで有効）		
桑名市長		

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

- 市長村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 市長村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。
- 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

氏名
生年月日 年 月 日

様式第6号（第7条関係）

桑名市立入調査員証紛失届

第 号

年 月 日

(宛先)

桑名市長

所属

職名

氏名

(職員番号

)

印

桑名市空家等指導要綱第7条の規定に基づく桑名市立入調査員証紛失について、次のとおり届け出ます。

理由等	<input type="checkbox"/> 紛失	状況
	<input type="checkbox"/> 毀損	
	<input type="checkbox"/> 汚損	
交付番号		

様式第7号（第7条関係）

桑名市立入調査員証再交付申請書

第 号

年 月 日

（宛先）

桑名市長

所属

職名

氏名

（職員番号

）

印

桑名市空家等指導要綱第7条の規定に基づく桑名市立入調査員証再交付について、次のとおり申請します。

申請日	年 月 日
理由等	

様式第8号（第7条関係）

桑名市立入調査員証返還届

第 号

年 月 日

(宛先)

桑名市長

所属

職名

氏名

(職員番号

)

印

桑名市空家等指導要綱第7条の規定に基づく桑名市立入調査員証返還について、次のとおり届け出ます。

申請日	年 月 日
交付番号	第 号
交付日	年 月 日
再交付日	年 月 日
理由	

様式第9号（第8条関係）
 特定空家等判定評価票

【そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となる恐れのある状態】であるか否かの基準						
評価項目等					評点 (A)	(A)の内 最高点 (B)
建築物 が著し く保安 上危険 となる 恐れが ある	建築物が 倒壊等す る恐れが ある	建築物の 著しい傾 斜	基礎に不同沈下がある		②	
			柱の傾斜	傾斜が 1/120	①	
				傾斜が 1/120 を超え 1/60 未満	②	
				傾斜が 1/60 以上で 1/20 未満	③	
		傾斜が 1/20 以上		④		
		建築物の 構造上主 要な部分 の損傷等	基礎の破損、 変形等	一部に破損、変形等、又は兆候	①	
				複数の箇所に破損、変形等	②	
				礎石、基礎の破断	③	
			土台の破損、 変形等	一部に破損、変形等、又は兆候	①	
				複数の箇所に破損、変形等	②	
				土台の破断	③	
			基礎と土台の ずれ	一部にずれ	①	
				複数の礎石にずれ	②	
				全体的にずれ	③	
	基礎耐力上主要な部分が玉石			②		
	柱、梁等に破 損変形等	一部に破損、変形等、又は兆候	②			
		複数の箇所に破損、変形等	③			
		過半以上に破損、変形等	④			
	柱と梁のずれ	一部にずれ	②			
		複数の箇所にずれ	③			
		全体的にずれ	④			
	床、フローリング材		床等の腐朽、又は損傷		①	
	屋根、外 壁等が脱 落、飛散 するおそ れがある	屋根ふき 材、ひさ し又は軒	屋根の変形等	崩落の兆候	②	
				一部（1/4 未満）に崩落	③	
1/4 以上に崩落				④		
屋根ふき材の 剥離等		1/10 未満の範囲に脱落、剥離、ずれ	①			
		一部（1/10 以上 1/2 未満）に脱落等	②			
		1/2 以上に脱落等	③			
軒の裏板、垂 木の腐朽等		腐朽、腐食、又は兆候	①			
		一部（1/4 未満）に崩落	②			
		ほぼ全てにわたり崩落	③			
軒の垂れ下が り		一部の垂れ下がり	①			
		概ね全体の垂れ下がり	②			
		ほぼ全てにわたり崩落	③			
雨樋の垂れ下 がり	一部の垂れ下がり	①				
	概ね全体の垂れ下がり	②				
	ほぼ全てにわたり崩落	③				

建築物が著しく保 安上危険 となる恐 れがある	屋根、外 壁等が 脱落、飛 散する おそれ がある	外壁	壁体を貫通す る穴	穴を貫通する兆候	①		
				一部に穴	②		
				1/4以上に穴	③		
			外壁仕上材料 の破損、変形 等	1/10未満に破損、変形等	①		
				一部に脱落等	②		
				1/2以上に脱落等	③		
		外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮き			②		
		戸、窓等	複数に破損、変形等の兆候		①		
			複数に破損、変形等		②		
			過半に破損、変形、脱落等		③		
		看板、給湯 設備、屋上 水槽等	看板仕上材料 の剥落等	看板の仕上材料の剥落		①	
				看板、給湯設備、屋上水槽等の転倒		②	
	看板、給湯設備、屋上水槽等の破損又は脱落			③			
	看板、給湯設備、屋上水槽等の支持部分の腐朽等			③			
	建築物に付属 する工作物		大規模な工作物の破損、変形等		①		
			大規模な工作物の一部の破損、変形等		②		
			大規模な工作物の概ね過半(約1/2以上)の破損、変形等		③		
			小規模な工作物の破損、変形等		②		
	屋外階段 又はバル コニー	屋外階段、バルコニーの腐食、破損、又は脱落		②			
		屋外階段、バルコニーの傾斜		③			
	門又は塀 等	ひび割れ、破損、変形等の兆候		①			
一部(約1/2未満)に傾斜、崩落、腐朽等		②					
概ね過半(約1/2以上)に傾斜、崩落、腐朽等		③					
擁壁が老 朽化し危 険となる おそれ がある	擁壁表面の水のしみ出し、流出			②			
	水抜き穴の詰まり			②			
	ひび割れの発生			③			
(B)のうちの最高点					(C)		
【そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態】であるか否かの基準							
建築物又は設備等の破損が原因 による状態	吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状態			④			
	浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障			②			
	排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障			②			
	ごみ等の放置、不法投棄による、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し地域住民の日常生活に支障			③			
(B)のうちの最高点					(C)		

【適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態】であるか否かの基準					
周囲の景観と著しく不調和な状態	屋根、外壁等が汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置		③		
	多数の窓ガラスが割れたまま放置		③		
	看板等が原型を留めず本来の用をなさない程度まで、破損、汚損したまま放置		④		
	立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂		③		
	敷地内のごみ等が散乱、山積みしたまま放置		④		
(B)のうちの最高点			(C)		
【その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態】であるか否かの基準					
立木が原因による状態	立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散乱		③		
	立木の枝が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行の妨げ		③		
	雑草、又は立木が敷地の全体にわたって繁茂		③		
空家等に住みついた動物等が原因による状態	動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、地域住民の日常生活に支障		②		
	動物のふん、尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障		③		
	敷地外に動物の毛、又は羽毛が大量に飛散し、地域住民の日常生活に支障		③		
	多数のねずみ、はえ、蚊、ノミ等が発生し、地域住民の日常生活に支障		③		
	住みついた動物が周辺の土地、家屋に浸入し、地域住民に悪影響を及ぼすおそれ		③		
	シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民に悪影響を及ぼすおそれ		④		
建築物等の不適切な管理等が原因による状態	門扉等が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定多数の者が容易に侵入できる状態である	開口部の開放、脱落の状態 (防犯面)	面積が0.3㎡未満の大きさの戸、窓等の常時開放、又は脱落	②	
			面積が概ね0.3㎡以上の大きさの戸、窓等の常時開放、又は脱落	③	
			面積が概ね0.9㎡以上の大きさの戸、窓等の常時開放、又は脱落	④	
	外壁の亀裂等の状態	外壁の亀裂等の状態	面積が0.3㎡未満の大きさの穴、亀裂等	②	
			面積が概ね0.3㎡以上の大きさの穴、亀裂等	③	
			面積が概ね0.9㎡以上の大きさの穴、亀裂等	④	
	塀、柵等の穴、亀裂等	塀、柵等の穴、亀裂等	面積が0.3㎡未満の大きさの穴、亀裂等	②	
			面積が概ね0.3㎡以上の大きさの穴、亀裂等	③	
			面積が概ね0.9㎡以上の大きさの穴、亀裂等	④	
	屋根の雪止めの破損など不適切な管理により、空き家等から落雪が発生し、歩行者等の通行の妨げ		④		
	周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出		④		
	(B)のうちの最高点			(C)	
評価4：(C)のうち④が1以上	備考 ・評価4は特定空家等に該当 ・評価3以下は程度に応じて特定空家等の有無を判断	評価1～4	特定空家等の有無		
評価3：(C)のうち④が無く③が8以上			有 無		
評価2：(C)のうち④が無く②が12以下					
評価1：(C)のうち④③が無く②が16以下					

様

桑名市長

貴殿が所有する又は管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項の特定空家等に該当すると思われますので、その旨を通知します。

周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置が必要である場合は、法第14条第1項の助言又は指導を行うこととなりますので、法第3条の規定に基づき、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めてください。

なお、所有者等については、法第10条の規定に基づき市で調査いたしましたが、貴殿（複数の方が所有者等となる場合があります。）が所有又は管理していない場合、特定空家等の状態が下記の内容と異なる場合又は既に何らかの措置を講じている場合は、事務担当まで連絡してください。

記

- 空家等の所在地：
用途：
構造：
規模：建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- 所有者等の氏名：
- 所有者等の住所：
- 特定空家等の状態及び認められる理由：
- 所有者等と判断した理由：

様

桑名市長

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう、法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 空家等の所在地：
用途：
構造：
規模：建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- 所有者等の氏名：
- 所有者等の住所：
- 指導の内容：
- 指導の理由：
- 履行期限： 年 月 日
- 指導の責任者：
連絡先：

備考

- 改善措置に着手したとき、又は改善措置が完了したときは、遅滞なく連絡してください。
- 指導後、改善されないと認められるときは、市長は法第14条第2項の規定に基づき勧告を行う可能性がありますので、ご了承ください。
- 市長が勧告した場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等のいわゆる住宅用地特例の対象から除外されますので、ご了承ください。

様

桑名市長

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるよう指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。ついては、下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用途：

構造：

規模：建築面積 約 m^2

延べ床面積 約 m^2

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 勧告に係る措置の内容：

5 勧告に至った事由：

6 勧告の責任者：

連絡先：

7 措置の期限： 年 月 日

備考

- 上記7の期限までに上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告すること。
- 上記7の期限までに正当な理由がなくて上記4に示す措置を講じなかった場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置を講ずることを命ずることがあります。
- 上記1に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

桑名市長

貴殿が所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を講ずることを命令することとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 対象となる特定空家等
所在地：
用途：
構造：
規模：建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- 所有者等の氏名：
- 所有者等の住所：
- 命じようとする措置の内容：
- 命ずるに至った事由：
- 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
宛先：
送付先住所：
連絡先：
- 意見書の提出期限： 年 月 日

備考

- 上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告すること。

様式第14号（第13条関係）

意見の聴取請求書

第 号

年 月 日

（宛先）

桑名市長

請求者 住所

氏名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）

電話（ ） ー

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第5項の規定に基づき、
年 月 日付け第 号により通知を受けた件に関し、意見書の提出に代えて公開による意見の
聴取を請求します。

様式第15号（第14条関係）

公開による意見の聴取実施通知書

第 号

年 月 日

様

桑名市長

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第7項の規定に基づき、
年 月 日付け第 号により請求を受けた件に関し、公開による意見の聴取を実施するため通知します。

特定空家等の所在地	桑名市
期日	年 月 日
場所	
命じようとする措置	

備考

- 1 意見の聴取に代理人が出席する場合には、委任状を意見の聴取の前日までに提出してください。

様

桑名市長

貴殿が所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け第 号により、法第14条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知にしました意見書等の提出期限までの意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置を講ずることを命令します。

記

- 対象となる特定空家等
所在地：
用途：
構造：
規模：建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- 所有者等の氏名：
- 所有者等の住所：
- 措置の内容：
- 命ずるに至った事由：
- 命令の責任者：
連絡先：
- 措置の期限： 年 月 日

備考

- 上記4に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記6に示す者まで報告すること。
- 本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- 上記7の期限までに上記4の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。

教示

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。

様式第17号（第16条関係）

標識

第 号

下記の特特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置を講ずることを、 年 月 日付け第 号の命令書により、命ぜられています。

記

- 対象となる特特定空家等
所在地：
用途：
構造：
規模：建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- 措置の内容：
- 命ずるに至った事由：
- 命令の責任者：
連絡先：
- 措置の期限： 年 月 日

様

桑名市長

年 月 日付け第 号により貴殿の所有する下記特定空家等について、下記の措置を講ずるよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、貴殿に代わり市が執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨を戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用途：

構造：

規模：建築面積 約 m^2

延べ床面積 約 m^2

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 措置の内容：

教示

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。

様

桑名市長

年 月 日付け第 号により貴殿が所有する下記の特定空家等について、下記の措置を年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第9項の規定に基づき、貴殿に代わり市が執行する旨を戒告しましたが、未だに履行されていません。

については、下記特定空家等について、下記の措置を年 月 日までに履行しないときは、法第14条第9項の規定に基づき、貴殿に代わり市が執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定により再度戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地：

用途：

構造：

規模：建築面積 約 m^2

延べ床面積 約 m^2

2 所有者等の氏名：

3 所有者等の住所：

4 措置の内容：

教示

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。

様

桑名市長

年 月 日付け第 号により貴殿の所有する下記の特定空家等について、下記の措置を年 月 日までに履行するよう戒告又は再戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。

また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 対象となる特定空家等
所在地：
用途：
構造：
規模：建築面積 約 m^2
延べ床面積 約 m^2
- 所有者等の氏名：
- 所有者等の住所：
- 措置の内容：
- 代執行の時期：
年 月 日から 年 月 日まで
- 執行責任者：
- 代執行に要する費用の概算見積額：

教示

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対し審査請求することができます。

（表面）

執行責任者証

第 号

部 課長

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

桑名市長

記

1 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付け第 号）記載の下記所在地の建築物の除去
所在地：

2 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第14条（以上略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期日までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところ従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様

桑名市長

桑名市空家等指導要綱第23条の規定により以下のとおり措置を完了しましたので、関係書類を添えて通知します。

措置完了日	年 月 日
実施場所	桑名市
措置 実施内容	

備考（添付書類）

- 1 位置図（付近見取図）
- 2 記録写真（着手前、作業中、完了）
- 3 その他市長が必要と認めたもの

様式第 2 3 号 (第 2 3 条関係)

様式第24号（第24条関係）

特定空家等措置完了届

第 号
年 月 日

(宛先)
桑名市長

住所
氏名
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)
電話 () -

桑名市空家等指導要綱第24条の規定により以下のとおり措置を完了しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

措置完了日	年 月 日
実施場所	桑名市
措置 実施内容	

備考（添付書類）

- 1 位置図（付近見取図）
- 2 記録写真（着手前、作業中、完了）
- 3 その他市長が必要と認めたもの

様式第1号 (第4条関係)
様式第2号 (第5条関係)
様式第3号 (第6条関係)
様式第4号 (第7条関係)
様式第5号 (第7条関係)
様式第6号 (第7条関係)
様式第7号 (第7条関係)
様式第8号 (第7条関係)
様式第9号 (第8条関係)
様式第10号 (第8条関係)
様式第11号 (第9条関係)
様式第12号 (第11条関係)
様式第13号 (第12条関係)
様式第14号 (第13条関係)
様式第15号 (第14条関係)
様式第16号 (第15条関係)
様式第17号 (第16条関係)
様式第18号 (第17条関係)
様式第19号 (第18条関係)
様式第20号 (第19条関係)
様式第21号 (第20条関係)
様式第22号 (第22条関係)
様式第23号 (第23条関係)
様式第24号 (第24条関係)